

## 令和7年度川崎市原子力施設安全対策会議 議事録

会議名	令和7年度川崎市原子力施設安全対策会議
開催日時	令和7年11月19日（水）11：00～11：30
開催場所	災害対策本部室
出席者	<p>【原子力施設事業者】 東芝エネルギー・システムズ株式会社原子力技術研究所 1名 株式会社日立製作所王禅寺センタ 1名 東京都市大学原子力研究所 1名</p> <p>【川崎市】 上下水道局 1名 環境局 2名（随行者1名含む。） 健康福祉局 1名 危機管理本部 1名 川崎区役所 1名 麻生区役所 1名 病院局 1名 消防局 1名</p> <p>【国の関係機関】 原子力規制庁川崎原子力規制事務所 1名</p> <p>【事務局】 危機管理本部 4名</p>
議題	(1) 令和6年度原子炉管理・放射線管理等について (2) 原子力施設立入検査結果等の報告について (3) 令和6年度川崎市における環境放射能調査結果について (4) その他報告事項について (5) 原子力規制庁川崎原子力規制事務所からの情報提供等について

## 内 容

※司会進行は、事務局の危機管理本部危機管理部が担当した。

### 1 開会

開会にあたり、加藤副市長から挨拶を行った。

### 2 議題

#### (1)令和6年度原子炉管理・放射線管理等について

##### ■各事業所からの報告（資料1参照）

（東芝エネルギーシステムズ株式会社 原子力技術研究所）

- ・東芝臨界実験装置（NCA）は、令和3年4月28日に廃止措置計画が認可されている状態のため、運転実績はない。この装置は、分離分析等の化学実験及び物性測定・研究に使われるものである。
- ・放射線管理について、気体廃棄物と液体廃棄物の排出放射能濃度を示しているが、ガスは年間を通じて平均値・最高値いずれも検出限界以下となっている。排水口又は排水監視設備について、排水は11月と12月に2回行っており、放出量は合計 $14\text{m}^3$ であったが、いずれも検出限界以下となっている。
- ・固体廃棄物の種類、保管量について、200リットルドラム缶換算で合計52.6本相当であり、昨年度から変化はない。
- ・敷地境界における線量当量率について、いずれも $0.05\mu\text{Sv}/\text{h}\sim0.06\mu\text{Sv}/\text{h}$ であり、バックグラウンド相当であった。
- ・被ばく管理状況について、線量分布を示しているが、 $0.1\text{mSv}$ 以下が職員21名、その他40名、合計61名であった。また、 $0.1\text{mSv}$ を超える $1\text{mSv}$ 以下が職員2名、その他1名、合計3名であった。平均線量は $0\text{mSv}$ となっているが、最大線量は職員が $0.2\text{mSv}$ 、その他も $0.2\text{mSv}$ で、いずれも影響を与えるものではなかった。

（東芝エネルギーシステムズ株式会社 研究炉管理センター）

- ・東芝教育訓練用原子炉（TTR-1）は、既に廃止措置中であり、運転実績はない。
- ・放射線管理について、ガスとダストは平均値・最高値いずれも検出限界以下となっている。ダストについては、7月～9月にダスト $\alpha$ の最高値が出ているが、天然放射性核種によるものであり問題はない。液体廃棄物については、12月に $17\text{m}^3$ 排出しているが、検出限界以下であり問題はない。
- ・固体廃棄物の種類、保管量については、200リットルドラム缶換算で合計76.1本となっており、昨年度から変化はない。なお、原子炉室に解体物を200リットルドラム缶換算で112本保管している。
- ・敷地境界における線量当量率については、いずれも $0.05\mu\text{Sv}/\text{h}\sim0.06\mu\text{Sv}/\text{h}$ であり、バックグラウンド相当であった。
- ・被ばく管理状況については、 $0.1\text{mSv}$ 以下は職員27名、その他37名で合計64名であった。最大線量についても $0\text{mSv}$ であり問題はない。

(株式会社日立製作所 王禅寺センタ)

- ・原子炉等の管理について、日立教育訓練用原子炉（HTR）は、現在廃止措置中のため運転実績はなく、報告事項もない。
- ・放射線管理について、気体廃棄物・液体廃棄物の排出放射能濃度については、排気・排水設備がないため報告事項はない。
- ・固体廃棄物の種類、保管量について、200 リットルドラム缶換算で雑固体廃棄物 770 本を第4倉庫に保管している。また、フィルタースラッジ 94 本、雑固体廃棄物 195 本、合計 289 本を第5倉庫に保管している。これらについては、前回の報告時から変化はない。
- ・敷地境界における線量率は、一般公衆の往来に近い事業所北側境界で測定しており、年間の平均値で  $0.062 \mu\text{Sv}/\text{h}$  となっている。この値はバックグラウンドと同程度の数値となっている。
- ・被ばく管理状況については、原子炉に係る者は  $0.1\text{mSv}$  以下が 13 名、それ以外の被ばく者はいない。また、原子炉以外に係る者の被ばく者もいない。

(東京都市大学原子力研究所)

- ・原子炉等の管理については、廃止措置中のため運転実績はない。
- ・放射線管理について、気体廃棄物・液体廃棄物の排出放射能濃度に関しては基本的に放出ないが、7月～9月に測定値が記載されている。これは定期事業者検査によるものであり、それ以外の放出実績はない。
- ・固体廃棄物の種類、保管量について、200 リットルドラム缶換算でフィルタースラッジ 7 本、イオン交換樹脂 2 本、雑固体廃棄物 3 本、合計 12 本を原子炉室に保管している。その他、解体撤去の際に発生した廃棄物も原子炉室にて保管している。
- ・敷地境界における線量率については、 $0.07 \mu\text{Sv}/\text{h}$  となっており、環境放射線量とほぼ同等の数値であるため問題はない。
- ・被ばく管理状況については、原子炉に係わる者は 9 名いるが、全員  $0.1\text{mSv}$  以下となっている。また、原子炉以外に係わる者は 57 名いるが、いずれも  $0.1\text{mSv}$  以下となっている。

## ■質疑応答

特になし

(2) 原子力施設立入検査結果等の報告について

■ 事務局からの報告（資料 2 参照）

（事務局）

- 各施設への立入検査等について、令和 7 年 8 月 19 日に東芝エネルギーシステムズ株式会社原子力技術研究所・原子炉管理センターに立入検査を実施、また、同日に、原災法上の対象外施設であるが、東京都市大学原子力研究所及び株式会社日立製作所王禅寺センタに伺い、現地確認等を実施した。
- 各施設での原子力関連設備の概要の説明を受け、安全対策等の状況確認、廃棄物管理の状況、廃止措置の経過や進捗状況について、目視や聞き取りにより確認。
- 立入検査等の結果、原子力災害に対する予防措置が適切に行われていること、今後も適正な管理を継続していただくことを確認した。

■ 質疑応答

特になし

(3) 令和 6 年度川崎市における環境放射能調査結果について

■ 環境局環境総合研究所からの報告（資料 3 参照）

（川崎市環境局環境総合研究所）

- 本調査は、本市における地域防災計画に基づき、市内の研究用原子炉の施設周辺の環境放射能を監視することにより、原子力災害から市民の健康と安全を確保することを目的としている。
- 令和 6 年度は、前年度と同様に、浮島地区では、施設排水・土壤・堆積物の放射能濃度、空間放射線量を測定し、原子力施設周辺の環境放射能及び放射線調査を実施した。また、王禅寺地区では、空間放射線量について測定を実施した。
- まとめとして、(1) 施設排水の全ベータ放射能濃度は低い値で推移しており、人工放射性核種は検出されなかった、(2) 施設周辺の堆積物及び土壤の放射能濃度は、過去 5 年間の平均値と同じ水準であった、(3) 大気浮遊じん、定時降水及び月間降下物の放射能濃度は検出限界値未満であった、(4) 施設周辺の空間ガンマ線量率、年間積算線量については、対照地点である環境総合研究所と同じ水準であった。
- 以上から、市内全ての研究用原子炉施設からの周辺環境への放射能の影響は認められなかった。

■ 質疑応答

特になし

(4) その他報告事項について

特になし

(5) 原子力規制庁川崎原子力規制事務所からの情報提供等について

(原子力規制庁川崎原子力規制事務所副所長)

- ・各施設とも、廃止措置中の段階にも関わらず必要以上に様々な取組をしっかり行っているとの印象を持った。安全に対しては「やり過ぎ」ということはないため、引き続きお願ひしたい。
- ・これまで、神奈川県の上席放射線防災専門官は本庁職員が兼任していたが、4月からは、横須賀と川崎の原子力規制事務所の上席放射線防災専門官は原子力防災専門官が兼務することとなった。
- ・7月には、車に検出器を積み様々な場所を調査できるモニタリングカーを配備した。東芝には燃料が残っているものの、現状を鑑みると重篤な原子力災害はほとんど発生しないと考えている。そのためUPZ（緊急防護措置を準備する区域）も設定されていない。一方、福島県及び隣県では、2011年の事故以来、未だ安心のためのモニタリングを継続して実施して欲しいとの声が多い。川崎市においても、他の原子力施設立地地域と異なり大都市であるため、今後にかけて災害発生時における安心のためのモニタリングについて考える必要があるかもしれない。
- ・原子力災害対策指針の補足参考資料に、平常時のモニタリングについての記載があり、各カテゴリーに応じたモニタリングの方法が示されている。現在は、「その他の原子力施設」（発電用原子炉施設（UPZ設定を要しない）を除く。）に属する東芝については、それぞれの設置許可申請等に記載された放射性廃棄物の推定放出量及び被ばく線量の評価を参考として、国、地方公共団体及び原子力事業者が個々の施設ごとに平常モニタリングの在り方を検討し、国が定めるとされている。神奈川県や川崎市と相談しつつ、河低土や指標生物（陸生植物）サンプリングの場所等東芝を含め相談し、平常時のモニタリング方法はほぼ固まっている。年明けに有識者による検討会の場で審議いただき、確定する予定である。

3 閉会